

第63回 定時株主総会 招集ご通知

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定
の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取
締役を除く。）に対する譲渡制限付株式
の割当てのための報酬決定の件
- 第9号議案 故 代表取締役 樫尾和雄氏に対する特
別功労金贈呈の件

目次

第63回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
（添付書類）	
事業報告……………	28
連結計算書類……………	44
計算書類……………	46
監査報告……………	48

カシオ計算機株式会社

証券コード：6952

株 主 各 位

証券コード 6952
2019年6月7日

東京都渋谷区本町一丁目6番2号

カシオ計算機株式会社

代表取締役 社長 **樫尾 和宏**

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで
に到着するようご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使していただく場合



議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、
2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで
に議案に対する賛否をご登録ください。
詳細は、3～4頁をご参照ください。

記

1 日 時	2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人 及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 資本準備金の額の減少の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を 除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための 報酬決定の件 第9号議案 故 代表取締役 樫尾和雄氏に対する特別功労金贈呈の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、これらの事項は、会計監査人及び監査役が監査した対象に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://www.casio.co.jp/ir/>)

議決権行使のご案内

議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2019年 6 月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年 6 月26日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2019年 6 月26日（水曜日）午後5時30分まで

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (5) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

① 議決権行使サイトへアクセス



<https://www.web54.net> 「次へ進む」をクリック

② ログインする



お手持の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック
※ ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

③ パスワードの入力



お手持の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 **0120 (652) 031** (受付時間 午前9時～午後9時)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 **0120 (782) 031** (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様の利益を維持・拡大することを重要な経営課題と位置付けており、安定配当の維持を基本に、利益水準、財務状況、配当性向、将来の事業展開・業績見通しなどを総合的に勘案した上で、成果配分を決定しております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき25円

配当総額 6,158,023,100円

なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき45円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

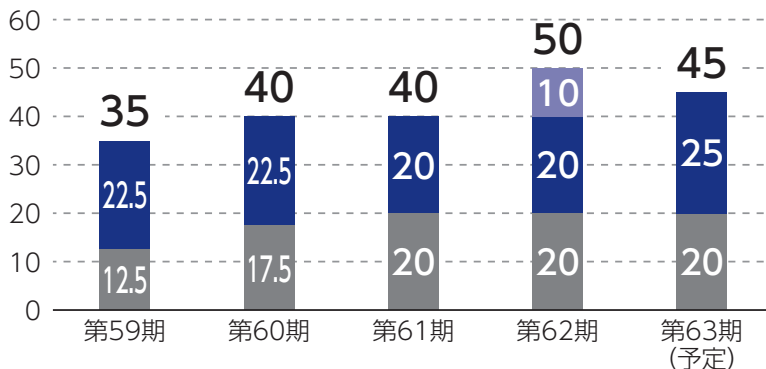
2019年6月28日

<ご参考>

配当金の推移

■ 中間 ■ 期末 ■ 記念

(単位：円)



第2号議案

資本準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金64,565,597,149円のうち50,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を14,565,597,149円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2019年8月31日

第3号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営監視機能の強化を重要課題と位置付けております。この課題に適切に対応すべく、取締役会については、監督機能を強化し、業務執行については、取締役会による適切な監督のもと執行の迅速化と効率化を図るため、今般、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
〈機関〉 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	〈機関〉 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
〈員数〉 第19条 当社の取締役は、18名以内とする。	〈員数〉 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、18名以内とする。
(新 設)	② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
〈選任方法〉 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	〈選任方法〉 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
〈任期〉 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	〈任期〉 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新 設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
〈代表取締役〉 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	〈代表取締役〉 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。
〈取締役会の招集通知〉 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	〈取締役会の招集通知〉 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
第24条～第26条 (条文省略) (新 設)	第24条～第26条 (現行どおり) 〈<u>重要な業務執行の決定の委任</u>〉 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
〈取締役の責任免除〉 第27条 (条文省略)	〈取締役の責任免除〉 第28条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
〈員数〉	(削 除)
第28条 当社の監査役は5名以内とする。	
〈選任方法〉	(削 除)
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
〈任期〉	(削 除)
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
〈常勤の監査役〉	(削 除)
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
〈監査役会の招集通知〉	(削 除)
第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	

現行定款	変更案
<u>〈監査役会規則〉</u> 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>〈監査役の責任免除〉</u> 第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、賠償責任額から同法第425条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</u> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u>	(削 除)
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 <u>〈常勤の監査等委員〉</u> 第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>〈監査等委員会の招集通知〉</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	<u>〈監査等委員会規則〉</u> 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第6章 計算	第6章 計算
第35条～第38条 (条文省略)	第32条～第35条 (現行どおり)
第7章 附則	第7章 附則
〈その他〉 第39条 (条文省略)	〈その他〉 第36条 (現行どおり)
(新 設)	<u>〈監査役の責任免除に関する経過措置〉</u> 第37条 当社は、第63回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	属 性
1	かし お かず ひろ 榎 尾 和 宏	代表取締役 社長	再 任
2	やま ぎし とし ゆき 山 岸 俊 之	取締役 執行役員 経営統轄部長	再 任
3	たか の しん 高 野 晋	取締役 執行役員 財務統轄部長	再 任
4	かし お て つ お 榎 尾 哲 雄	上席執行役員 C S 本部長	新 任
5	お ざき もと き 尾 崎 元 規		新 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かし お かず ひろ

榎尾 和 宏 (1966年1月22日生)

再任



【所有する当社の株式数】
526,218株

【取締役会への出席状況】
出席 17回／開催 17回
(出席率 100%)

【当社との特別の利害関係】
特になし

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年4月 当社入社
2007年7月 同 執行役員 経営統轄部 副統轄部長
2011年6月 同 取締役 執行役員 D I 事業部長
2013年4月 同 取締役 執行役員 新規事業開発本部長
2013年10月 同 取締役 執行役員 コンシューマ・システム事業担当
兼 新規事業開発本部長
2014年5月 同 取締役 専務執行役員 コンシューマ・システム事業本部長
2015年6月 同 代表取締役 社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【取締役候補者とした理由】

榎尾和宏氏は、経営管理部門、新規事業開発部門、コンシューマ・システム事業など経営の主要な機能を歴任し、当社の発展拡大に高い貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、候補者が代表取締役社長として経営の指揮を執り企業価値の向上を目指していくことが最適であると考え、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やま ぎし とし ゆき

山 岸 俊 之 (1960年12月16日生)

再 任



【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4 月 当社入社
2009年 4 月 同 経営統轄部 経営管理部長
2010年12月 同 執行役員 経営統轄部長
2013年 6 月 同 取締役 執行役員 経営統轄部長
2018年 1 月 同 取締役 執行役員 経営改革担当
2018年 4 月 同 取締役 執行役員 経営統轄部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【取締役候補者とした理由】

山岸俊之氏は、経営統轄部長として全社経営戦略の構築と推進を通じて、経営体制の強化に高い貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、取締役候補者いたしました。

【所有する当社の株式数】
8,660株

【取締役会への出席状況】
出席 17回／開催 17回
(100%)

【当社との特別の利害関係】
特になし

候補者番号

3

たかの
高野しん
晋

(1961年2月26日生)

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1984年4月 当社入社
2007年11月 同 経理部長
2009年12月 同 執行役員 財務統轄部長
2015年6月 同 取締役 執行役員 財務統轄部長（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【取締役候補者とした理由】

高野晋氏は、財務統轄部長として財務戦略等の構築と推進を通じて、経営体質の強化に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、取締役候補者といたしました。

【所有する当社の株式数】

11,069株

【取締役会への出席状況】

出席 17回／開催 17回
(100%)

【当社との特別の利害関係】

特になし

候補者番号

4

かし お て つ お
榎尾 哲雄 (1966年12月2日生)

新任



【略歴、当社における地位及び担当】

1992年 4 月 当社入社
2004年10月 カシオソフト株式会社 取締役
2005年 2 月 カシオ情報サービス株式会社 取締役
2008年 6 月 当社 執行役員 営業本部 C S 統轄部長
2016年 6 月 同 上席執行役員 C S 統轄部長
2018年 4 月 同 上席執行役員 C S 本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【所有する当社の株式数】
369,053株

【当社との特別の利害関係】
特になし

【取締役候補者とした理由】

榎尾哲雄氏は、グループ会社経営の経験を有しており、またグループ全体のお客様サービスに関する C S 業務を通じて、経営体質の強化に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうると考え、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

お ぎ
尾 崎も と き
元 規

(1949年6月6日生)

新任

社外

独立



【所有する当社の株式数】
0株

【当社との特別の利害関係】
特になし

【略歴、当社における地位及び担当】

1972年4月 花王石鹼株式会社（現 花王株式会社）入社
2002年6月 同 取締役 執行役員
2004年6月 同 代表取締役 社長執行役員
2012年6月 同 取締役 取締役会会長（2014年3月退任）
2012年6月 公益財団法人花王芸術・科学財団 代表理事（現任）
2014年3月 公益社団法人企業メセナ協議会 理事長（現任）
2014年6月 公益財団法人新国立劇場運営財団 理事長（現任）
2015年6月 野村證券株式会社 社外取締役（現任）
2016年6月 本田技研工業株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

公益財団法人花王芸術・科学財団 代表理事、公益社団法人企業メセナ協議会 理事長、公益財団法人新国立劇場運営財団 理事長、野村證券株式会社 社外取締役、本田技研工業株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

尾崎元規氏は、長年にわたり大手企業の経営者を務めた経験を有しており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、新たに社外取締役候補者とした。

【その他社外取締役候補者に関する事項】

1. 尾崎元規氏は新任の取締役候補者であります。
2. 尾崎元規氏は社外取締役候補者であります。
3. 尾崎元規氏は公益財団法人花王芸術・科学財団、公益社団法人企業メセナ協議会、公益財団法人新国立劇場運営財団の業務執行者であります。当社と各法人との間には特別の関係はありません。
4. 尾崎元規氏は当社の社外役員の独立性判断基準（22頁）を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、尾崎元規氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

うち やま とも ゆき
内山 知之

(1957年7月9日生)

新任



【所有する当社の株式数】
4,300株

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年4月 当社入社
1995年9月 同 総務本部経理部経理課長
1998年4月 同 経理部グループ会社管理グループリーダー
2000年9月 Casio Corporation of America 副社長
2002年4月 Casio, Inc. 副社長
2013年9月 当社 財務統轄部担当部長
2013年10月 山形カシオ株式会社 取締役
2017年6月 当社 監査役（常勤）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【取締役候補者とした理由】

内山知之氏は、当社入社以来、経理業務に長年携わり、またグループ会社における会社経営の経験を有しております。これらの豊富な経験に基づき、経営全般の重要事項について適切な監査機能を果たしうると考え、新たに取締役候補者としたしました。

【その他取締役候補者に関する事項】

1. 内山知之氏は新任の取締役候補者であります。
2. 内山知之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 内山知之氏は現在当社の監査役であります。監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、内山知之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

候補者番号

2

千葉通子 (1961年6月27日生)

新任

社外

独立

[所有する当社の株式数]
0株

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年4月 東京都庁入庁
1989年10月 太田昭和監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）入所
1993年3月 公認会計士登録
2010年7月 新日本有限責任監査法人（現 E Y 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
2013年8月 同 社員評議会 評議員
2016年2月 同 社員評議会 副議長（2016年8月退所）
2016年9月 千葉公認会計士事務所 公認会計士（現任）
2018年6月 当社 社外監査役（現任）
2019年3月 D I C 株式会社 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

千葉公認会計士事務所 公認会計士、D I C 株式会社 社外監査役
T D K 株式会社 社外監査役（2019年6月27日就任予定）

【社外取締役候補者とした理由】

千葉通子氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公正中立な第三者の立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけと判断し、新たに社外取締役候補者としたしました。

【その他社外取締役候補者に関する事項】

1. 千葉通子氏は新任の取締役候補者であります。
2. 千葉通子氏は社外取締役候補者であります。
3. 千葉通子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 千葉通子氏は千葉公認会計士事務所の公認会計士、D I C 株式会社の社外監査役であります。当社と各法人との間には特別の関係はありません。
5. 千葉通子氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
6. 千葉通子氏は当社の社外役員の独立性判断基準（22頁）を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、千葉通子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

候補者番号

3

あ べ ひろ とも
阿 部 博 友 (1957年11月1日生)

新任

社外

独立



【所有する当社の株式数】
0株

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 4 月 三井物産株式会社入社
1988年 9 月 ブラジル三井物産株式会社 Manager of Legal Department
1992年 4 月 米国三井物産株式会社 Assistant General Manager of Legal Department
2002年10月 欧州三井物産株式会社 General Manager of Legal Department
2005年 5 月 三井物産株式会社 欧州・アフリカ・中東本部 General Counsel & Chief Compliance Officer (2009年 3月退社)
2009年 4 月 明治学院大学法学部 教授 (2011年 3月退任)
2011年 4 月 一橋大学大学院法学研究科 教授 (現任)

【重要な兼職の状況】

一橋大学大学院法学研究科 教授

【社外取締役候補者とした理由】

阿部博友氏は、総合商社において海外勤務経験が豊富であり、大学院の教授として法務に関する専門的な知識と経験を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。

【その他社外取締役候補者に関する事項】

1. 阿部博友氏は新任の取締役候補者であります。
2. 阿部博友氏は社外取締役候補者であります。
3. 阿部博友氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 阿部博友氏は一橋大学大学院法学研究科の教授であります。当社と同大学との間には特別の関係はありません。
5. 阿部博友氏は当社の社外役員の独立性判断基準（22頁）を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、阿部博友氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

＜ご参考＞社外役員の独立性判断基準について

当社では、社外役員の独立性については、以下の事項に該当しない場合に独立性を有すると判断しております。

1. 会社法で定める社外取締役、社外監査役の資格要件を満たさない者
2. 当社及びグループ会社の主要な取引先もしくはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員等の重要な使用人。以下同）
3. 当社及びグループ会社を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者
4. 当社の主要株主である者もしくはその業務執行者
5. 当社及びグループ会社が主要株主となる会社の業務執行者
6. 当社及びグループ会社の会計監査人である公認会計士または監査法人に所属する者
7. 当社及びグループ会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者（役員、重要な使用人。以下同）をいう）
8. 当社及びグループ会社から多額の寄付金を受領している団体等に所属する者
9. 当社及びグループ会社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
10. 就任前3年間に於いて上記2から9に該当していた者
11. 上記2から10のいずれかに該当する者の親族（本人の配偶者、二親等内の親族）

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の第53回定時株主総会において年額7億円以内と承認をいただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4億円以内（うち社外取締役分年額3千万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額7千万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入したいと存じます。

当社の取締役の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額4億円以内（うち社外取締役分年額3千万円以内）として付議しておりますが、本制度に基づき対象取締役にに対して支給する金銭報酬債権の総額を、当該報酬額の枠内で年額1億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とし、対象取締役への具体的な支給の時期及び分配については、取締役会において決定することとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る対象取締役の員数は、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本制度の概要については、下記をご参照ください。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

記

1. 報酬の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について新株の発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内とします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含む。）又は、株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

2. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社の普通株式の新株の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てられる当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、その交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定、その他処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第9号議案

故 代表取締役 榎尾和雄氏に対する特別功労金贈呈の件

2018年6月18日に逝去されました故 代表取締役 榎尾和雄氏につきましては、取締役として61年間、社長及び会長として29年間の長きに渡り、当社グループに対して多大なる貢献をされ、かつ会長職在任中に逝去されたことから、その在任中の功労に報いるため、特別功労金として2億円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

故 代表取締役 榎尾和雄氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かしお かずお 榎尾 和雄	1950年 4 月 榎尾製作所入所
	1957年 6 月 当社設立と同時に取締役
	1965年 7 月 同 常務取締役
	1972年 5 月 同 代表取締役常務取締役
	1976年 6 月 同 代表取締役専務取締役
	1988年12月 同 代表取締役 社長
	2015年 6 月 同 代表取締役 会長
	2018年 6 月 逝去

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

<全般概況>

当期における内外経済は、米中貿易摩擦への懸念から中国での景気減速が加速し、対中依存度が高い欧州でも減速傾向となりました。また、新興国の一部では通貨安や政情不安が見られ、日本でも製造業の景況感が悪化するなど景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような環境のもと、当グループは、時計事業や関数電卓などの高収益事業では既に確立された強いビジネスモデルを軸に、事業の持続的な拡大を目指してまいりました。また、楽器やプロジェクターなどの課題事業については構造改革の推進により体質改善を図ると共に、新たな柱となり収益に貢献できる新ジャンル及び新規事業の創造についても強力に推進してまいりました。

前期におけるコンパクトカメラ事業の撤退及び中国や欧州での景気減速、新興国通貨安等の外部環境変化の影響により、売上高は減少しましたが、構造改革による収益体質の改善を図りました。

これらの結果、当期の売上高は、2,981億円、営業利益は302億円となり、通期業績は減収増益となりました。また、経常利益は298億円、親会社株主に帰属する当期純利益は221億円、1株当たり当期純利益（EPS）は89円86銭と改善しました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
2,981億円 (前期比 5.3%減) ↓	302億円 (前期比 2.3%増) ↑	298億円 (前期比 4.1%増) ↑	221億円 (前期比 13.1%増) ↑

<セグメント別概況>

コンシューマ セグメント

売上高
2,573億円
(前期比4.3%減)

【時計事業】

「G-SHOCK」が初号機5000シリーズ初のフルメタル仕様モデル『GMW-B5000』などのメタルを中心に好調に推移しました。景気減速等外部環境の変化が厳しい中でも、引き続き高収益性を維持しました。

【教育事業】

電卓は関数電卓が安定した学生市場により引き続き好調に推移し、同様に学生向けが堅調である電子辞書とともに収益性を確保しました。更に電子試験／電子教科書市場に対応したWEBアプリケーション事業を開始、教育事業の新たな柱としてのスタートを切りました。また、楽器については2月に発売した世界最小のデジタルピアノ「Privia（プリビア）」『PX-S1000』が市場から高い評価を得ております。

当セグメントの売上高は、コンパクトカメラ事業の撤退により前期比4.3%減の2,573億円となりましたが、構造改革の効果により営業利益は前期比9.1%増の382億円となりました。

システム セグメント

売上高
338億円
(前期比11.7%減)

フランスでの法令レジスター特需先送りの影響もあり、当セグメントの売上高は、前期比11.7%減の338億円、営業利益は9億円の赤字となりました。

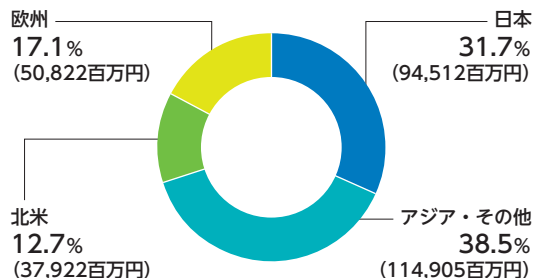
その他の セグメント

売上高
69億円
(前期比7.9%減)

当セグメントは、成形部品、金型などグループ会社の独自事業等であり、その売上高は、前期比7.9%減の69億円、営業利益は3億円となりました。

売上高の地域別構成比は次のとおりであります。

売上高の地域別構成比



(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

区分	金額	前期比
日本	94,512百万円	94.2%
アジア・その他	114,905百万円	94.7%
北米	37,922百万円	96.4%
欧州	50,822百万円	94.5%

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資につきましては、新製品対応及び生産能力増強のための生産設備を中心に、技術研究開発の投資を含め、当グループ全体で総額63億円の投資を行いました。セグメント別の内訳は、コンシューマは時計などを中心に47億円、システム7億円、その他3億円であります。なお、前期に設備投資した山形カシオの時計専用工場は、2018年5月に稼働しました。

(3) 資金調達の状況

当グループは、財務体質の強化のため、有利子負債の圧縮に取り組んでおり、当期は124億円の資金調達を実施するとともに、165億円を返済した結果、当期末有利子負債残高は前期末比39億円減少し、692億円となりました。

(4) 対処すべき課題

景気の先行きが不透明であり、かつ、事業環境も大きく変化するグローバル環境の下で、あらゆる変化に迅速に対応できるよう、これまで当グループは全社を挙げて構造改革に取り組んでまいりました。また、これからの持続的成長を確実なものとするべく事業別の成長戦略を描き中期経営計画として発表しました。ユーザーに役立つ製品を作り続け、中長期で企業価値を向上させるための新しい経営に変革することで業績の大幅向上を目指してまいります。

① 4つの成長戦略

1. 時計事業の成長拡大

堅牢性に対する市場の高い信頼を有するG－S H O C Kブランドの強みを生かしたG－S H O C Kのメタル拡大、及びスマートウォッチ市場でのポジション確立により、継続的な事業拡大を図ります。

2. 教育関連事業の成長拡大

安定した学生市場で売上確保できる強いビジネスモデルで継続的な事業拡大を図ります。また、成長が見込まれる電子教育分野において当社の数学の計算技術を活かしたW E B アプリケーションを開発し、協業パートナーとともに事業確立を図ります。

3. 強みを活かした新規事業の創造

ウェアラブル技術、カメラ技術をはじめとする当社の強い技術をベースに、スポーツ・健康・美容などの市場に向けて、オープンイノベーションを活用した共創により新規市場の創造を実現します。

4. 楽器、プロジェクター等の収益改善事業は、構造改革の完遂により再成長事業への変革を図ります。

② 経営基盤の構築

監査等委員会設置会社へ移行し、監督と執行を分離することでコーポレートガバナンス機能を一層強化してまいります。また、事業環境の変化に対して迅速かつ柔軟に対応できる執行体制を構築のうえ、事業運営の徹底を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

③ 資本効率の向上

当グループは、財務安全性を確保しながら成長分野への投資を促進することで、中長期的な成長とR O Eの持続的な向上を図ってまいります。また、資本コストを意識した事業活動を推進し、資本効率の最適化やフリー・キャッシュ・フローの創造に努めることで、引き続き企業価値の向上を目指してまいります。

④ C S R（企業の社会的責任）への取り組み

当グループは、事業運営を通じて、社会から期待される環境社会面の課題の解決を図りつつ、持続的に成長することにより、社会から必要とされ、従業員からも尊敬される会社であり続けてまいります。特に、最重点の課題と

しては、「SDGsへの取り組み」、「中長期環境目標への取り組み」、「ESG情報開示の取り組み」の3つの取り組みを掲げ、確実に推進してまいります。商品を創造し続けるべく、全社を挙げて事業構造改革を成し遂げ、安定的・継続的な収益基盤を確立してまいります。

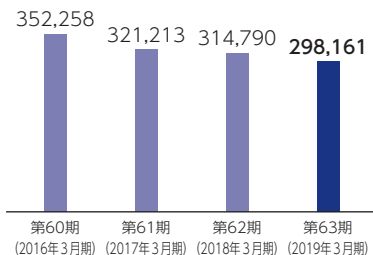
当グループは、以上の課題に応えるべくお客様一人ひとりのライフスタイルの中で、最も身近で大切な存在を生み出し続けることを使命と考え、「創造 貢献」の原点に立ち返り、今後も独創性のある技術で新規市場を創造してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご理解とご支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

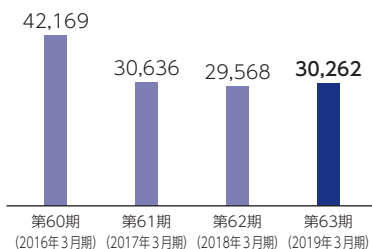
売上高

(単位：百万円)



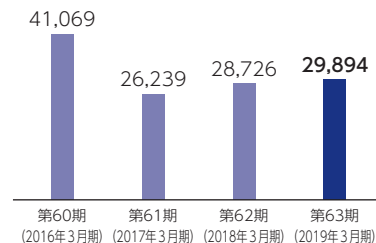
営業利益

(単位：百万円)



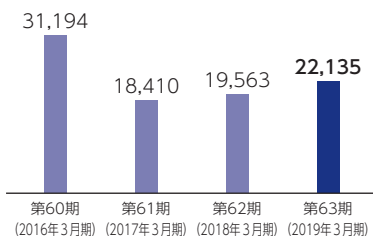
経常利益

(単位：百万円)



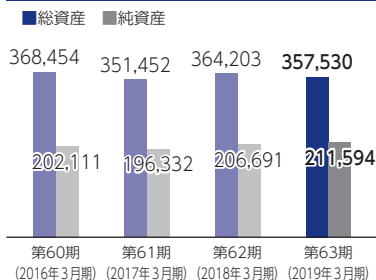
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



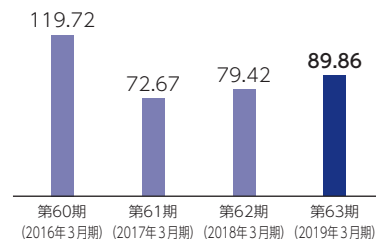
総資産/純資産

(単位：百万円)



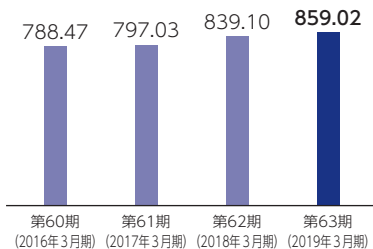
1株当たり当期純利益

(単位：円)



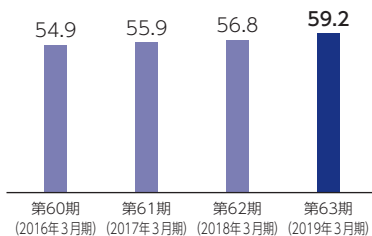
1株当たり純資産額

(単位：円)



自己資本比率

(単位：%)



区分	第60期 (2016年3月期)	第61期 (2017年3月期)	第62期 (2018年3月期)	第63期(当期) (2019年3月期)
売上高 (百万円)	352,258	321,213	314,790	298,161
営業利益 (百万円)	42,169	30,636	29,568	30,262
経常利益 (百万円)	41,069	26,239	28,726	29,894
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	31,194	18,410	19,563	22,135
1株当たり当期純利益 (円)	119.72	72.67	79.42	89.86
総資産 (百万円)	368,454	351,452	364,203	357,530
純資産 (百万円)	202,111	196,332	206,691	211,594
1株当たり純資産額 (円)	788.47	797.03	839.10	859.02
自己資本比率 (%)	54.9	55.9	56.8	59.2

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
山形カシオ株式会社	1,500百万円	100.0	電子時計・システム機器・部品等の製造
Casio America, Inc.	80,000千米ドル	100.0	当社製品の販売
Casio Holdings, Inc.	83,900千米ドル	100.0	北米地域の統括・持株会社
Casio Europe GmbH	20,440千ユーロ	100.0	当社製品の販売
Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	73,000千香港ドル	100.0	電子時計・電卓等の製造
カシオ電子(深圳)有限公司	5,981千米ドル	100.0	電子時計の設計・製造
カシオ(中国)貿易有限公司	8,800千米ドル	100.0	当社製品の販売
カシオ電子科技(中山)有限公司	9,000千米ドル	100.0	電子時計・電子辞書・電卓・電子楽器等の製造
カシオ電子(韶関)有限公司	20,000千米ドル	100.0	電子時計の製造
Casio Singapore Pte., Ltd.	30,000千シンガポールドル	100.0	当社製品の販売
Casio (Thailand) Co., Ltd.	1,020,000千バーツ	100.0	電子時計等の製造

(注) Casio America, Inc.に対する議決権比率は、Casio Holdings, Inc.の出資によるものです。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当グループは、コンシューマ、システム、その他の分野において、開発・生産から販売・サービスにわたる事業を営んでおります。

主要な製品は次のとおりです。

セグメント	製品名
コンシューマ	ウォッチ、クロック、電子辞書、電卓、電子文具、電子楽器 等
システム	ハンディターミナル、電子レジスター、経営支援システム、データプロジェクター 等
その他	成形部品、金型 等

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区本町一丁目6番2号
羽村技術センター	東京都羽村市栄町三丁目2番1号
八王子技術センター	東京都八王子市石川町2951番5号

② 重要な子会社

名称	所在地	名称	所在地
山形カシオ株式会社	山形県東根市	カシオ（中国）貿易有限公司	中国 上海市
Casio America, Inc.	New Jersey U.S.A.	カシオ電子科技（中山）有限公司	中国広東省 中山市
Casio Holdings, Inc.	New Jersey U.S.A.	カシオ電子（韶関）有限公司	中国広東省 韶関市
Casio Europe GmbH	Norderstedt Germany	Casio Singapore Pte., Ltd.	Singapore
Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	Kowloon Hong Kong	Casio (Thailand) Co., Ltd.	Nakhonratchasima Thailand
カシオ電子（深圳）有限公司	中国広東省 深圳市	—	—

(9) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)
11,868	減 430

(注) 使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
2,842	減 61	46.8	18.9

(注) 使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	36,987
株式会社三菱UFJ銀行	11,000
三井住友信託銀行株式会社	8,000

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してしております。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 471,693,000株

(2) 発行済株式の総数 259,020,914株

(3) 株主数 36,260名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,937	11.75
日本生命保険相互会社	12,985	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,019	4.07
有限会社カシオプロス	10,000	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	7,000	2.84
株式会社SMB C信託銀行 （株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	6,365	2.58
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	5,947	2.41
株式会社三井住友銀行	5,937	2.41
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,720	1.92
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	4,670	1.90

(注) 1. 当社は自己株式を12,700,990株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当該株式数は株主名簿上の数であり、実質的な保有株式数は12,699,990株です。

2. 持株比率は自己株式（12,700,990株）を控除して計算しております。

3. 株式会社SMB C信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）の持株数6,365千株は、株式会社三井住友銀行が議決権行使の指図権を留保しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権の状況

2014年7月7日付取締役会の決議による2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

- ・新株予約権の数 1,000個
- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 4,873,769株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり 2,051.8円
- ・新株予約権の行使期間
2014年8月6日から2019年7月9日まで

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	榎 尾 和 宏	
取締役 副社長執行役員	中 村 寛	営業本部長
取締役 専務執行役員	増 田 裕 一	開発本部長 兼 事業戦略本部 B U長 時計事業担当、カシオ電子（深圳）有限公司 董事長
取締役 執行役員	山 岸 俊 之	経営統轄部長
取締役 執行役員	高 野 晋	財務統轄部長
取締役	石 川 博 一	
取締役	小 谷 誠	東京電機大学 参与・名誉教授
監査役（常勤）	内 山 知 之	
監査役	戸 澤 和 彦	虎ノ門法律経済事務所 弁護士（パートナー）
監査役	千 葉 通 子	千葉公認会計士事務所 公認会計士、D I C株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査役 千葉通子氏は、2018年6月28日開催の第62回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 代表取締役 榎尾和雄氏は、2018年6月18日に逝去され退任いたしました。
3. 取締役 高木明德、伊東重典、齋藤春洋の各氏は、2018年6月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 監査役 大徳宏教氏は、2018年6月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
5. 監査役 内山知之氏は、当社入社以来、経理業務に長年携わり、またグループ会社における会社経営の経験を有しております。
6. 監査役 千葉通子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 小谷 誠氏の兼職先である東京電機大学と当社との間には特別の関係はありません。
8. 監査役 戸澤和彦氏の兼職先である虎ノ門法律経済事務所と当社との間には特別の関係はありません。
9. 監査役 千葉通子氏は、2019年3月27日付でD I C株式会社の社外監査役に就任いたしました。
10. 監査役 千葉通子氏の兼職先である千葉公認会計士事務所及びD I C株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
11. 取締役 石川博一、小谷 誠の両氏は、会社法に定める社外取締役です。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
12. 監査役 戸澤和彦、千葉通子の両氏は、会社法に定める社外監査役です。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
13. 当社は、取締役 石川博一、小谷 誠、監査役 内山知之、戸澤和彦、千葉通子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

14. 当社は1999年6月29日より執行役員制度を導入しており、上記の取締役兼務者以外の執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりです。

伊 東 重 典	専務執行役員	カシオアメリカ会長
樫 尾 哲 雄	上席執行役員	C S 本部長
樫 尾 隆 司	上席執行役員	営業本部 国内営業統轄部副統轄部長
山 下 和 之	上席執行役員	営業本部 副本部長 兼 海外営業統轄部長
小 林 誠	執行役員	サステナビリティ推進部長
持 永 信 之	執行役員	開発本部 コンシューマ開発統轄部長
中 山 仁	執行役員	新規開発プロジェクト担当
矢 澤 篤 志	執行役員	生産本部長
守 屋 孝 司	執行役員	事業戦略本部 B U 長 システム事業担当 兼 開発本部 システム開発統轄部長
植 原 正 幸	執行役員	事業戦略本部 B U 長 辞書・英会話事業担当 兼 営業本部 国内営業統轄部長
稲 田 能 之	執行役員	生産本部 副本部長 兼 サプライチェーン統轄部 物流部長
井 口 敏 之	執行役員	事業開発センター長
寺 田 秀 昭	執行役員	2. 5 D 事業部長
太 田 伸 司	執行役員	事業戦略本部 B U 長 教育関連事業担当
田 村 誠 治	執行役員	広報・I R 担当
泉 徹 郎	執行役員	人事部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	11 (2)	214 (16)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	30 (16)
合計	15	244

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2018年6月28日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役1名 (うち社外監査役1名) 及び2018年6月18日に逝去により退任した取締役1名を含んでおります。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 支給額合計には、当事業年度の役員賞与引当金繰入額45百万円 (取締役5名に対し45百万円) が含まれております。

5. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第53回定時株主総会において年額7億円以内 (ただし、使用人分給与及び役員退職慰労引当金繰入額は含まない。) と決議いただいております。

6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第51回定時株主総会において年額7千万円以内 (ただし、役員退職慰労引当金繰入額は含まない。) と決議いただいております。

(3) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 石 川 博 一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を適宜行っております。
取締役 小 谷 誠	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を適宜行っております。
監査役 戸 澤 和 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席し、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性及び実効性を確保するための発言、並びに弁護士としての専門的見地からの助言・提言等を随時行っております。また、監査役会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。
監査役 千 葉 通 子	2018年6月28日就任以降に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査役会11回の全てに出席し、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性及び実効性を確保するための発言、並びに公認会計士としての専門的見地からの助言・提言等を随時行っております。また、監査役会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署から収集した情報等に基づき、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の重要な子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Casio America, Inc.、Casio Europe GmbH、Casio Computer (Hong Kong) Ltd.、カシオ電子（深圳）有限公司、カシオ（中国）貿易有限公司、カシオ電子科技（中山）有限公司、カシオ電子（韶関）有限公司、Casio Singapore Pte., Ltd.及びCasio (Thailand) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	238,616
現金及び預金	73,714
受取手形及び売掛金	44,141
有価証券	50,000
たな卸資産	54,274
現先短期貸付金	8,900
その他	8,143
貸倒引当金	△556
固定資産	118,914
有形固定資産	56,805
建物及び構築物	16,505
機械装置及び運搬具	2,167
工具、器具及び備品	3,279
土地	33,564
リース資産	1,045
建設仮勘定	245
無形固定資産	8,978
投資その他の資産	53,131
投資有価証券	30,630
退職給付に係る資産	11,414
繰延税金資産	8,451
その他	2,702
貸倒引当金	△66
資産合計	357,530

科目	金額
負債の部	
流動負債	82,763
支払手形及び買掛金	28,522
短期借入金	232
1年内償還予定の新株予約権付社債	10,003
未払金	19,784
未払費用	13,123
未払法人税等	3,584
製品保証引当金	781
事業構造改善引当金	212
その他	6,522
固定負債	63,173
長期借入金	58,988
繰延税金負債	1,320
事業構造改善引当金	1,020
退職給付に係る負債	578
その他	1,267
負債合計	145,936
純資産の部	
株主資本	205,451
資本金	48,592
資本剰余金	65,058
利益剰余金	111,757
自己株式	△19,956
その他の包括利益累計額	6,143
その他有価証券評価差額金	8,246
為替換算調整勘定	△4,178
退職給付に係る調整累計額	2,075
純資産合計	211,594
負債純資産合計	357,530

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		298,161
売上原価		168,778
売上総利益		129,383
販売費及び一般管理費		99,121
営業利益		30,262
営業外収益		
受取利息	646	
受取配当金	482	
その他	198	1,326
営業外費用		
支払利息	270	
為替差損	976	
その他	448	1,694
経常利益		29,894
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	4,864	
補助金収入	50	4,932
特別損失		
固定資産除却損	856	
事業構造改善費用	1,981	
特別退職金	2,620	5,457
税金等調整前当期純利益		29,369
法人税、住民税及び事業税	4,913	
法人税等調整額	2,321	7,234
当期純利益		22,135
親会社株主に帰属する当期純利益		22,135

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	158,764
現金及び預金	19,015
受取手形	1,744
売掛金	42,038
有価証券	49,999
製品	19,862
原材料及び貯蔵品	3,752
現先短期貸付金	8,899
その他	13,751
貸倒引当金	△300
固定資産	137,705
有形固定資産	42,123
建物	10,067
構築物	226
機械及び装置	654
車両運搬具	7
工具、器具及び備品	2,143
土地	27,941
リース資産	894
建設仮勘定	186
無形固定資産	7,869
ソフトウェア	7,683
リース資産	75
その他	110
投資その他の資産	87,712
投資有価証券	27,911
関係会社株式	29,533
関係会社出資金	12,152
前払年金費用	8,391
繰延税金資産	8,193
その他	1,534
貸倒引当金	△5
資産合計	296,470

科目	金額
負債の部	
流動負債	62,862
支払手形	487
電子記録債務	3,993
買掛金	15,104
短期借入金	9,222
1年内償還予定の新株予約権付社債	10,003
リース債務	438
未払金	12,134
未払費用	5,700
未払法人税等	825
製品保証引当金	740
役員賞与引当金	45
設備関係支払手形	43
その他	4,123
固定負債	59,862
長期借入金	58,987
リース債務	722
その他	152
負債合計	122,725
純資産の部	
株主資本	165,501
資本金	48,592
資本剰余金	64,565
資本準備金	64,565
その他資本剰余金	0
利益剰余金	72,299
利益準備金	7,090
その他利益剰余金	65,209
固定資産圧縮積立金	140
別途積立金	39,880
繰越利益剰余金	25,188
自己株式	△19,956
評価・換算差額等	8,243
その他有価証券評価差額金	8,243
純資産合計	173,744
負債純資産合計	296,470

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		224,556
売上原価		164,918
売上総利益		59,638
販売費及び一般管理費		49,109
営業利益		10,528
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	11,853	
その他	482	12,336
営業外費用		
支払利息	344	
為替差損	722	
その他	364	1,431
経常利益		21,433
特別利益		
投資有価証券売却益	4,769	4,769
特別損失		
固定資産除却損	816	
事業構造改善費用	1,417	
特別退職金	2,028	4,262
税引前当期純利益		21,940
法人税、住民税及び事業税	1,294	
法人税等調整額	2,294	3,589
当期純利益		18,350

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

カシオ計算機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴 戸 通 孝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 原 さつき ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 叙 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カシオ計算機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

カシオ計算機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴 戸 通 孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 原 さつき 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 叙 男 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

カシオ計算機株式会社 監査役会

監査役（常勤） 内 山 知 之 ㊞

監 査 役 戸 澤 和 彦 ㊞

監 査 役 千 葉 通 子 ㊞

（注）監査役 戸澤和彦及び千葉通子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26番1号 TEL (03) 3476-3000 (ホテル代表番号)



交通

渋谷駅

(J R山手線・埼京線・湘南新宿ライン)

「J R南改札西口」より徒歩約5分

(J R山手線・埼京線・湘南新宿ライン、東京メトロ銀座線)

「ハチ公口」より徒歩約7分

(東京メトロ半蔵門線・副都心線、東急東横線・田園都市線)

「8番出口」より徒歩約7分

(京王井の頭線)

「西口」より徒歩約5分

※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており、工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りして
おりましたお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。